

年 月 日提出

令和 7 年度特別区民税・都民税申告書

整理番号		- - -		
電 話 番 号	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯		※ 記入しないでください。	
	()			
明 治 ・ 大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和		職 業		
年 月 日				
個人番号 (マイナンバー)				

1 所得金額

令和6年中に収入・所得があった方は右の欄に記入してください。 令和6年中に収入・所得がなかった月がある方は裏面⑥欄にも記入してください。 摘要（ここには記入しないでください。） 資料別保管 修正 給与・年金・雑(業務・その他) 社保・医療(明・通)・セ・生保・地震 番号・本人	所得の種類	(a)収 入	(b)必要経費	(c)専従者控除・特別控除	
	事業専従者 給与 ⁽⁰⁷⁰⁾	⑦	←年間の収入額を記入してください。		
	雑 公的年金 ⁽¹¹⁰⁾ 業 務 ⁽⁰⁸³⁾ そ の 他 ⁽⁰⁸¹⁾	①	←年間の受給額を記入してください。 (障害年金・遺族年金は左の欄には記入せずに裏面⑥一ウ欄に記入してください。)		
			(必要経費)		
			(必要経費)		
	営 業 等 ⁽⁰¹⁰⁾		(必要経費)	(専従者控除)	
	農 業 ⁽⁰²⁰⁾		(必要経費)	(専従者控除)	
不 動 産 ⁽⁰⁴⁰⁾		(必要経費)	(専従者控除)		
(該当に○) 利子・配当・一時 総合譲渡(長期・短期)		※ 配当は総合課税分のみを記入	(必要経費)	(特別控除)	
※ 営業等、農業、不動産所得を有する方で専従者控除を受ける場合は、裏面⑩を記入してください。					

2 所得から差し引かれる金額

(証明書) 小規模企業共済掛金控除	小規模企業共済掛金	心身障害者扶養共済掛金	確定拠出年金掛金	小規640	支払った掛金の合計
(国民年金は証明書) 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料	⑫ 支払った保険料の合計
(明細書等) 医療費控除	源泉徴収票に記載の社会保険料の額			社保630	⑬ 差引負担額(d)-(e)
(証明書) 生命保険料控除	契 約 内 容	区分	支払った保険料	区分	支払った保険料
旧	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	一般		一般	旧一般生命保険料額計
		個人年金		個人年金	旧個人年金保険料額計
	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	一般		一般	新一般生命保険料額計
		個人年金		個人年金	新個人年金保険料額計
介護医療			介護医療	介護医療保険料額計	新介護655
(証明書) 地震保険料控除	地 震 保 険 料	損害保険契約等に附帯される地震等による損害部分を補償するもの	保険会社名	支払った地震保険料額計	地震802
旧長期損害保険料	平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険等の期間が10年以上であり満期返戻金等が支払われるもの			支払った旧長期損害保険料額計	長期661
寡 婦 控 除	配偶者と(該当に○)(死別)(離別)(生死不明)(該当の日)年 月 日	(該当のとき○)(寡婦)	ひとり親控 除	配偶者がおらず、生計を一にする子がいる。(□に✓し④に記入)	(該当のとき○)(ひとり親)
(証明書等) 本人障害者	精神障害 級(期限 年 月 日まで) 身体障害 級・知的障害(愛の手帳等) 度 その他()	(該当のとき○)(一級)(二級)(三級)	(証明書等) 勤労学生控 除	令和6年12月31日現在、申告者本人が通学している学校名 年在学	(該当のとき○)(勤労学生)

※ 雑損控除・寄附金税額控除のある方は、裏面の⑨に記入し、「申告の手引き」に記載の証明書・領収書等を添付してください。

3 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者・扶養控除・障害者控除（扶養するご家族の方が障害者控除を受ける場合は、次の「障害」欄を記入の上、障害者手帳の写し等の送付をお願いします。）

配偶者	氏 名	個人番号(マイナンバー)	続柄	生 年 月 日	同居・別居	障 害	同一生計	給与収入	公的年金収入
			配偶者	明・大昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)	同	円
	扶養親族				明・大・昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)	その他の所得
					明・大・昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)	
					明・大・昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)	
					明・大・昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)	
				明・大・昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)		
			明・大・昭平・令	年 月 日	同・別・国外	精・身知・他(度)		円	

(注) 配偶者又は扶養親族が別居の場合は、その方の住所及び国外居住者である場合は区分を裏面の⑩に記入してください。
④ 所得金額調整控除に関する事項 (あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、⑨に記載していない23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は記入してください。)

対象者	氏 名	個人番号(マイナンバー)	続柄	生 年 月 日	同居・別居	特別障害者に該当
				明・大昭平・令	年 月 日	同・別・国外 精・身知・他(度)

(注) 配偶者又は扶養親族が別居の場合は、その方の住所及び国外居住者である場合は区分を裏面の⑩に記入してください。

C # 1			C # 1			C # 2	控 配	扶 養 数	障 害 者
				有 無 老 同 同老・老人 特定 他扶 年少 普障 同特・特障					
	1 2 3 4								
C # 2	支 払 先 名 称	支 払 先 住 所 ・ 電 話 番 号	所得種類	収 入 金 額	社 会 保 険 料	受付	免許・保険・在留	窓口 に いら した 方 (記入が必要な方には窓口でご案内します。)	
			I・R			入力	個力・()		続 柄
			I・R			扶養特定	再審		
			I・R			納通発送	CP資料		

⑥令和6年中に収入・所得がなかった月がある方の記入欄

所得がなかった月がある方でも、後日、
・後期高齢者医療
・就学援助
・国民健康保険
・国民年金
・各種手当等の資格審査などの基礎資料や、課税証明書の発行などに必要となりますので、右の欄のA～オの該当するものに○をして記入してください。

ア

右記の方から扶養・援助又は仕送りを受けていた。

氏名

続柄

同居・別居（住所：）

電話

イ

生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。

①現在も受けている。

②

受給期間

年

月

日から

年

月

日まで受けていた。

ウ

非課税所得があった。(障害年金・遺族年金・遺族恩給(扶助料)・児童扶養手当・特別障害者手当・雇用保険(失業保険)・労災保険・育児休業給付金等)

エ

預貯金又は借入金で生活していた。

オ

その他

上記A～エに該当しない方は、どのようにして生活費をまかなっていたか。具体的に記入してください。

⑦営業等・農業・不動産の所得計算書

支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等		
種 目		金 額
収入金額	売上金額(家賃収入)	円
	(a) 収入合計	
必要経費	売上原価	
	租税公課	
	水道光熱費	
	修繕費	
	給与・賃金	
	家賃・地代	
費	消耗品費	
	旅費・通信費	
	(b) 経費合計	
(a)－(b) 所得金額		

⑧給与収入明細書（令和6年中に給与収入があった方で源泉徴収票がない場合）

月	収 入 金 額	社会保険料	月	収 入 金 額	社会保険料
1	円	円	7	円	円
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		
賞与			賞与		
合 計 (年 収)					
勤務先名称（支払者名）等					
法人番号又は所在地（住所）					
			就職年月日	年	月 日
電話			退職年月日	年	月 日
※ 申告後、収入を修正する場合は源泉徴収票等の資料が必要となります。					

⑨雑損控除・寄附金税額控除の明細（証明書、領収書等の添付が必要です。）

雑 損 控 除	損 害 の 原 因	損害を受けた資産の種類など	損 害 年 月 日	① 損 害 額	②補てんされる金額	差引損害額①－②	差引損害額のうち災害関連支出の金額
				円	円	円	円
寄附金税額控除	寄 附 先 名 称	寄 附 金 額	寄 附 先 名 称	寄 附 金 額			
		円					円
		円					円

⑩専従者控除に関する事項

専 従 者 氏 名	個人番号（マイナンバー）	生 年 月 日	続 柄	住 所	専従者給与(控除)額
		明・大 昭・平			円
		明・大 昭・平			円

⑪別居している扶養親族等の住所（ここに記入した扶養親族等は必ず表面③又は④にも記入してください。）
（国外居住の場合は、親族関係書類・送金関係書類等の添付が必要です。）

扶 養 親 族 等 氏 名	住 所	国外居住の場合(該当のとき○)
		配偶者 30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払
		配偶者 30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払

⑫配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月日	収入金額	必要経費
			円	円
			円	円

⑬事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			円
事業用資産の譲渡損失など	種類		円
前年中の開(廃)業	開 始・廃 止	月 日	

⑭事務所・事業所に関する事項

江戸川区外に住所がある方で区内に事務所・事業所等を有している方	名 称	
	電 話	
	所在地	

⑮次の分離譲渡所得等がある方は、総務部課税課までお問い合わせください。

分離短期・長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等(申告分離課税)、先物取引に係る雑所得等、特定支出控除の特例、山林所得、変動・臨時所得等
(お問合せ先)江戸川区 総務部 課税課
電話 03(5662)1008・1009